

国立国会図書館の資料デジタル化について

国立国会図書館 総務部 企画課課長補佐
川西 晶大

1 概要

国立国会図書館では、所蔵資料のデジタル化を進めているところです。特に今年度は資料デジタル化のために大きな予算が認められており、大規模なデジタル化を実施しています。本日は、国立国会図書館で進めているデジタル化についてご説明します。

当館が資料デジタル化を進める目的は、大きく2つあります。1つは、デジタルの特性を活かして、全国どこにいる国民でも所蔵資料が閲覧できるという、電子図書館サービスを実現すること、もう1つは、原資料の代わりにデジタル化した資料を提供することにより、原資料をよりよい状態のまま保存することです。

これまで、当館の資料デジタル化は、専ら電子図書館サービスの実現を目的として行われてきました。しかし、今年に入って、著作権法の改正などが行われたために、原資料の保存という目的も加わりました。

今年度行われる大規模デジタル化では、資料群によって、電子図書館サービスの実現を目的とするものと、原資料の保存を目的とするものがあります。

以上が本日の説明の概要です。以下、それぞれの事項について、より詳しくご説明します。

2 資料デジタル化の目的（1）電子図書館サービス

これまで当館では、複数のデジタル化事業を行ってきました。例えば、テーマごとに資料を選択してデジタル化する「電子展示会」、児童書をデジタル化する「児童書デジタルライブラリー」などです。その中でも、代表的なものを2例、ご紹介します。

1つは、「近代デジタルライブラリー」です。日本の近代期（1868年～）に刊行された図書を網羅的にデジタル化し、インターネットで公開するという事業です。これまで、1926年までに刊行された図書のうち、156,000冊の図書がインターネットで公開されています。利用者は、インターネットを通じて、どこからでも閲覧、印刷、ダウンロードをすることができます。

現在提供しているものは、いったん保存のためマイクロフィルムに撮影されたものをデジタル化したものです。マイクロ化の際にモノクロで撮影したため、デジタル画像も

白黒二値またはグレースケールのものになっています。カラー画像ではありません。検索用に目次データを入力していますが、全文のテキストデータはありません。

もう1つは、「貴重書画像データベース」です。当館が所蔵している古い資料のうち、特色のある957タイトルの資料をデジタル化し、インターネットで公開しているものです。

こちらは、カラーで撮影したフィルムからデジタル化したものですので、カラーで見ることができます。タイトルとキーワードから検索することが可能です。

以上のようなこれまでのデジタル化事業は、著作権保護期間が経過したものか、著作権者の許諾が得られたものに限って、デジタル化を行い、インターネット提供してきました。

著作権者の没年や連絡先が不明の場合には、著作権法により、文化庁長官の裁定を受けることでデジタル化することができます。しかし、そのためには、著作権者の調査を十分に行ったということを立証する必要があります。資料での調査、関係機関への問合せ、インターネットでの公開調査などが必要です。当館では、これらの調査を行うため、相当の時間と費用をかけています（調査業務は、外部の業者に委託しています）。

3 資料デジタル化の目的（2）原資料の保存

今年度のデジタル化から、資料デジタル化の目的に「原資料の保存」が加わりました。

この理由として、1つは、当館の資料保存のための媒体変換の方法をマイクロ化からデジタル化に切り替えたこと、もう1つは、2009年に著作権法が改正されたことがあります。

まず、当館では、これまで劣化が進んだ資料をマイクロフィルムに撮影して、マイクロフィルム又はマイクロフィッシュにより、利用者に提供してきました。しかし、提供する上での利便性や、マイクロ化からデジタル化への移行が一般化していること、デジタル資料の保存に関する研究が進んでいることなどを考慮して、2009年から、媒体変換の方法を、原則としてデジタル化とすることにしました。従来、マイクロフィルムが担ってきた役割をデジタル媒体が担うことになったということです。

もう1つの理由は著作権法の改正です。この改正は、2009年6月に成立したもので、改正された条項の中に、国立国会図書館が原資料の保存のため、著作権者の許諾なしに、原資料の代わりに提供するデジタル複製物を作成できることとする条文が含まれています。この改正が施行されるのは、2010年1月です。

この法改正は、文化庁に置かれた文化審議会が2009年2月に取りまとめた報告を受けて行われたものです。実際の検討を行った文化審議会のワーキンググループでは2008年5月頃に検討がまとめられ、これが2009年2月の報告の基礎となりました。この検討結果では、国立国会図書館が国の納本機関であることを考慮して、国立国会図書館に限り、原資料の保存のためのデジタル化を認めることとする一方で、デジタル化した資料の利

用に関しては関係する当事者間で協議をするように求めています。

このため、当館は2008年9月から「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を開催し、著作権者団体、出版社団体、図書館団体との協議を開始しました。2009年3月にはこの協議会の「第一次合意」を取りまとめ、デジタル化と商業出版との調整、デジタル化した資料の館内での利用に関する条件を決めました。

取り決めた条件により、保存のための複製は、当分画像形式によることとし、テキストデータ化は許諾なく行わないということになりました。そのほか、例えば、デジタル化資料を館内で複製（プリントアウト）するときは、紙の隅に国立国会図書館で複製したものであることと、その日時などを一緒に印字することなどが決められています。

この協議を経て、2009年の著作権法改正が成立しました。合意の内容自体に法的拘束力はありませんが、法改正の前提となったものともいえるので、当館としてはこの内容に従った運用を行っていくつもりです。

4 今年度補正予算による資料デジタル化

2009年5月に成立した2009年度の補正予算では、当館の資料デジタル化のために約127億円の予算が認められました。これまでの当館の資料デジタル化予算は、年間約1億円から2億円でした。また、当館の年間予算は総額で約200億円です。これらのことから、今回の資料デジタル化のための補正予算の規模の大きさがおわかりいただけるかと思います。

この補正予算で想定しているデジタル化の数量は、約2億6千万ページです。対象とする資料は、1968年までに受け入れた図書が中心で、そのほか雑誌なども予定しています。1968年というのは、当館の分類法が切り替わった年で、また、書庫内での配置もこの年を境に区切られているため、今回の補正予算でも区切りとしたものです。

このうち、1945年以前の図書は、電子図書館サービスを目的としてデジタル化するものです。この部分は、著作権調査を行って、著作権の保護期間を経過したものと著作権者の許諾を得られたものは、インターネットで公開します。それ以外の資料は、もっぱら原資料の保存のためにデジタル化するもので、提供は当面館内に限り行います。

デジタル化の具体的な方法は、大きく2つに分けられます。1つはマイクロフィルムからのデジタル化です。保存のためにマイクロフィルムを作成した資料は、原則としてマイクロフィルムからのデジタル化を行うこととしています。もう1つは原資料から直接のデジタル化です。マイクロフィルムが存在しない資料は、原資料から直接デジタル化をすることになります。使用するスキャナは、オーバーヘッド方式のスキャナを指定しています。資料の保護のため、自動ページめくり機能は使いません。マイクロフィルムからのデジタル化はグレースケールで、原資料からのデジタル化はカラーで行います。いずれも、作成する画像ファイルの形式はJPEG2000で、解像度は資料に対して400dpiとしています。

当館では、図書館等でのデジタル化を支援するため、当館で行ったデジタル化の成果を踏まえ、デジタル化の手法をまとめた『資料デジタル化の手引き』という資料を作成しています。今回の資料デジタル化の成果を踏まえ、『資料デジタル化の手引き』も改訂する予定です。この成果により、全国の図書館等での資料デジタル化がより円滑に進むことが期待されます。

現時点では、このうち一部のデジタル化作業が始まっているところです。

2009年5月の補正予算は、そもそも総額が約14兆円という非常に大規模なものでした。これは、リーマン・ショック以降の世界的な経済不安を克服するために編成されたもので、「経済危機対策」という目的が掲げられていました。当館の資料デジタル化予算も、その目的に沿ったものとして、認められたものです。

2009年8月の総選挙で、自民党政権が退陣し、現在の民主党政権が誕生すると、この補正予算が見直されることになりました。現在のところ、国全体でおよそ3兆円の予算の執行が停止される見込みです。見直し作業は9月から10月にかけて行われ、国会に属する当館にもその影響が及んでいます。当館の資料デジタル化予算にも何らかの影響があるかもしれません。

5 今後の課題

資料のデジタル化に関する課題は、なお山積しています。

大きな問題としては、著作権の問題があります。昨年度開始した「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」は、今年度も引き続き行われています。積み残されている大きな課題は、デジタル化した資料を図書館間貸出（ILL）にどのように活用できるかということです。当館としては、図書館等にインターネットを通じて配信することも選択肢として考えているのですが、現状では個別に著作権者の許諾を得なければ実施できません。法制度の整備に関する著作権者や出版社との調整も、今後長期化する可能性があります。これらの協議を進めるために、当館では、韓国の著作権法の公共図書館への配信に関する規定に関心を持っています。どのような運用がされているのか、ぜひ教えていただきたく思います。

別の問題として、資料デジタル化のための予算の確保の問題があります。今年度の補正予算では大きな額の予算が認められましたが、厳しい財政状況の中で、通常予算は依然として毎年削減され続けています。情報システムの維持管理、図書館施設の維持管理と書庫の増設、図書館資料の整備など多くの課題を抱える中で、資料デジタル化のための予算をどのように確保するか、どの程度のペースで進めていくのが、今後の大きな課題です。